



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度
駅館川農地整備事業
現場技術業務

積算書

(当初)

九州農政局
駅館川農地整備事業所

事業名	駅館川農地整備事業
業務名	現場技術業務

業務別業務名:現場技術業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単-1号 ***						
S02115	技術員		人		1.000	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04007	技術員	1.000	人	36,700	36,700	
	合計				36,700	算出数量 1.000 人
	単価				36,700	
*** S単-2号 ***						
S63018	旅費交通費 (設計外業日雇用)		式		1.000	歩A 当たり算出
	旅費交通費 (設計外業日雇用) ライトバン, 1日, 4時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 交通機関区分 2) 高速道路往復料金 (税別)	ライトバン 7,291円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	4) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	5) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	6) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	7) ライトバン使用日数の入力	1日				
	8) 時間区分	4時間				
	9) 設計用技師長外業日数	0.000日				
	10) 設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11) 設計用技師A外業日数	0.000日				
	12) 設計用技師B外業日数	0.000日				
	13) 設計用技師C外業日数	0.500日				
	14) 設計用技術員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	7,291	7,291	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,960	1,960	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	10.800	L	143	1,544	
	合計				10,795	算出数量 1.000 式
	単価		式		10,795	
*** S単-3号 ***						
S66002	現場技術 (管理技術者の直接人件費)		回		1.000	歩A 当たり算出
	現場技術 (管理技術者の直接人件費) 監督支援型			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 現場技術業務の型式 2) 現場技術員数 (監督支援型)	監督支援型 1人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 打合せ作業日数 (事業促進型)	0.00日				
	4) 打合せ時移動日数	0.00日				
R04004	技師 (A)	0.250	人	62,600	15,650	
	合計				15,650	算出数量 1.000 回
	単価		回		15,650	

令和8年度駅館川農地整備事業
現場技術業務

特別仕様書

九州農政局
駅館川農地整備事業所

(適用範囲)

第1条

令和8年度駅館川農地整備事業現場技術業務（以下「本事業」という。）の施行にあたっては、九州農政局制定「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、駅館川農地整備事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適切かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（農業—農業土木、農業—農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次の者とする。

職 種 区 分	資 格
現場技術員 (C)	・ 技術士 (総合技術監理部門 (農業-農業土木、農業-農業農村工学)) ・ 技術士 (農業部門 (農業土木又は農業農村工学)) ・ 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 畑地かんがい 技士 (畑地かんがいの工事に関する業務に限る) ・ 技術士補 (農業部門) ・ 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条

本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定 (改訂) 年月
土木工事等の契約図書	—

(工事の概要)

第9条

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

番号	工事名	工事場所	予定工期	工種・概略数量等
1	平山支線水路（その10）工事	宇佐市安心院町佛木 地内	R7. 10. 14 ～ R8. 7. 30	管水路 1式
2	中山1工区水路付帯工事（仮称）	宇佐市安心院町中山 地内	R8. 4 ～ R9. 2	管水路 1式
3	中山1工区水路付帯（その2）工事（仮称）	宇佐市安心院町中山 地内	R8. 4 ～ R9. 2	管水路 1式
4	中山2工区水路付帯工事（仮称）	宇佐市安心院町中山 地内	R8. 4 ～ R9. 2	管水路 1式
5	下毛1工区付帯工整備工事（仮称）	宇佐市安心院町辻地 内	R8. 4 ～ R9. 2	管水路 1式
6	平山工区付帯工整備工事（仮称）	宇佐市安心院町平山 地内	R8. 4 ～ R9. 2	管水路 1式
7	釜ノ口3工区付帯工整備工事（仮称）	宇佐市安心院町松本 地内	R8. 4 ～ R9. 2	管水路 1式
8	板場3工区法面整備他工事（仮称）	宇佐市安心院町板場 地内	R8. 7 ～ R9. 2	整備工 1式
9	平山支線水路（その9）工事（仮称）	宇佐市安心院町平山 地内	R8. 5 ～ R9. 3	管水路 1式
10	有徳原支線水路（その13）工事（仮称）	宇佐市安心院町鳥越 地内	R8. 5 ～ R9. 2	管水路 1式
11	有徳原支線水路他水管橋撤去工事（仮称）	宇佐市安心院町下毛 地内	R8. 7 ～ R9. 2	水管橋撤去 1式
12	板場幹線水路工事（仮称）	宇佐市安心院町板場 地内	R8. 7 ～ R9. 3	管水路 1式
13	上ノ原支線水路（その6）工事（仮称）	宇佐市安心院町妻垣 地内	R8. 7 ～ R9. 2	管水路 1式
14	板場揚水機場他ポンプ据付他工事（仮称）	宇佐市安心院町板場 地内	R8. 7 ～ R9. 2	ポンプ据付 1式
15	古川揚水機場他ポンプ据付工事（仮称）	宇佐市安心院町鳥越 地内	R8. 7 ～ R9. 2	ポンプ据付 1式
16	平山加圧機場建築工事（仮称）	宇佐市安心院町佛木 地内	R8. 6 ～ R9. 2	建屋建築 1式
17	平山幹線水路（その3）工事（仮称）	宇佐市安心院町佛木 地内	R8. 5 ～ R9. 2	管水路 1式
18	有徳原支線水路河川横断工工事（仮称）	宇佐市安心院町大佛 地内	R8. 7 ～ R9. 3	管水路 1式
19	松本第1揚水機場他工事（仮称）	宇佐市安心院町松本 地内	R8. 7 ～ R9. 3	ポンプ制作・ 据付 1式

(業務場所)

第10条

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第11条

業務期間は次のとおりとする。

令和8年4月13日～令和9年3月23日

(業務内容)

第12条

本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりである。

- 1) 設計に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- 2) 監督に関する業務
 - ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
 - ・工事の監督職員と施工業者及び地元地権者等との連絡業務
 - ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務
- 3) 関係機関等との協議に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務
- 4) 事業実施に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

第13条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第14条

共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

打合せはweb会議により実施するものとし、対面による打合せが必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(成果物)

第15条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第16条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

大分県宇佐市大字石田 43-1
九州農政局 駅館川農地整備事業所

(契約変更)

第17-1条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。

- (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(業務スライドの試行)

第17-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

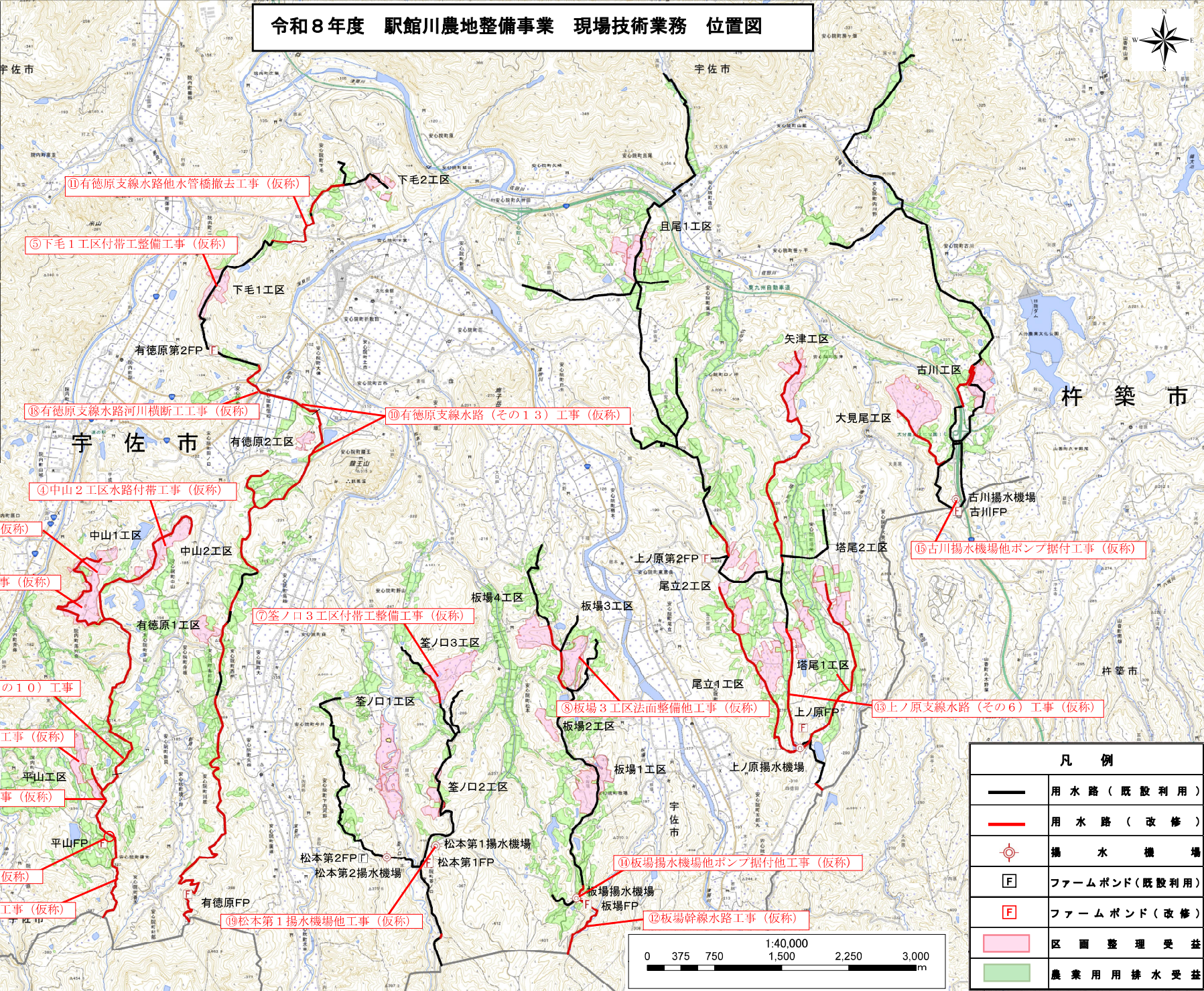
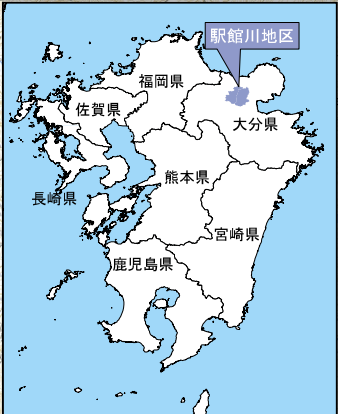
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

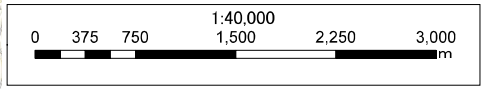
第18条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和8年度 駅館川農地整備事業 現場技術業務 位置図



凡例	
	用水路（既設利用）
	用水路（改修）
	揚水機場
	ファーム Pond（既設利用）
	ファーム Pond（改修）
	区画整理受益
	農業用排水受益



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を基にしたものである。（承認番号 R4JHF 436）
承認を得て作成した複製品を第三者が自ら複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。